

第 5 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成30年12月14日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第5回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成30年12月14日（金曜日）

午前9時58分開議

午前11時49分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 平成30年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成30年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 平成30年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 工事請負契約の締結について

議案第16号 工事請負契約の変更について

議案第17号 工事請負契約の変更について

議案第22号 指定管理者の指定について

議案第23号 指定管理者の指定について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

議案第38号 平成30年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第39号 平成30年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 平成30年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ① 「創造的復興に向けた重点10項目」の進捗状況について
- ② 第3次熊本県建設産業振興プラン（素案）について
- ③ 熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況について
- ④ 県道熊本高森線の4車線化の工事着手について
- ⑤ 熊本都市圏総合交通戦略（アクションプラン）の策定について
- ⑥ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）の指定について

出席委員（8人）

委員長 増 永 慎一郎  
副委員長 河 津 修 司  
委員 城 下 広 作  
委員 井 手 順 雄  
委員 森 浩 二

委員 山口 裕  
委員 山本 伸 裕  
委員 高島 和 男

欠席委員(なし)  
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮部 静 夫  
総括審議員  
兼河川港湾局長 永松 義 敬  
政策審議監 平井 宏 英  
道路都市局長 上野 晋 也  
建築住宅局長 上妻 清 人  
首席審議員  
兼監理課長 藤本 正 浩  
用地対策課長 馬場 一 也  
土木技術管理課長 田尻 雅 裕  
道路整備課長 亀崎 直 隆  
道路保全課長 勝又 成 也  
都市計画課長 坂井 秀 一  
下水環境課長 渡辺 哲 也  
河川課長 竹田 尚 史  
港湾課長 松永 清 文  
砂防課長 中山 雅 晴  
建築課長 松野 秀 利  
営繕課長 重松 隆  
住宅課長 小路 永 守

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部 康 夫  
政務調査課主幹 福田 孔 明

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしましたので、御報告申し上げます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。

議案等については、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 まず、委員の皆様におかれましては、10月16日から3日間、宮城、岩手両県における管外視察につきまして、同行させていただきましてありがとうございました。

それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向につきまして御報告させていただきます。

九州中央自動車道におきましては、明後日の12月16日に、小池高山インターチェンジから山都中島西インターチェンジまでの約10.8キロメートルが開通いたします。この道路の開通により、大規模災害対応や沿線地域の活性化など、多方面にわたる効果が期待されます。

また、本年度内には、南九州西回り自動車道の津奈木インターチェンジから水俣インターチェンジ間の開通も予定されており、引き続き幹線道路ネットワークの早期整備に取り組んでまいります。

次に、県道熊本高森線の4車線化事業につきましては、皆様の御理解と御協力により、このたび工事に着手することとなりました。現在入札手続中であり、順調に進めば来年1月に着工する予定でございます。

引き続き準備が整った箇所から順次工事を進めることとしており、今後とも、熊本地震からの早期復興を目指し、全力で取り組んでまいります。

次に、熊本都市圏交通の目指す将来像の実現に向け、その実行計画となる熊本都市圏総合交通戦略、いわゆるアクションプランを、国、県、関係自治体、交通管理者及び交通事業者で構成されます協議会において、11月30日に策定いたしました。

今後は、このアクションプランに基づき、関係機関と協働で熊本都市圏の交通円滑化に取り組んでまいります。

続いて、八代港のクルーズ拠点整備につきましては、去る10月5日、国、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社及び県による3者合同で、八代港クルーズ拠点の基本計画を発表いたしました。この基本計画の発表は、全国で7港が指定されている国際旅客船拠点形成港湾の中で初めてとなるものです。2020年4月の供用開始に向け、引き続き3者で連携し、着実に取り組みを進めてまいります。

それでは、今定例会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成30年度補正予算関係議案7件、条例等関係議案17件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、平成30年度に実施する国庫補助災害復旧事業の施行に伴い必要となった関連工事や調査、修正設計等に必要な経費等といたしまして10億8,900万円余、熊本県人事委員会勧告を踏まえた職員給与改定分として2,800万円余の増額補正をお願いしております。あわせまして、いわゆるゼロ県債の設定といたしまして21億1,000万円余の債務負担行為の設定、また、591億400万円の繰越明許費の追加設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、条例改正1件、工事請負契約の締結1件、工事請負契約の変更2件、指定管理者の指定について2件、専決処分報告及び承認について11件

の計17件の御審議をお願いしております。

また、その他の報告事項につきましては、創造的復興に向けた重点10項目の進捗状況についてなど、6件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、復旧・復興事業等の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項としまして6件を準備しております。

お手元の建設常任委員会説明資料をお願いします。

1ページをお願いいたします。

平成30年度11月補正予算について説明いたします。

今回の補正予算は、平成30年度に実施する国庫補助災害復旧事業の施行に伴い必要となった関連工事や調査、修正設計等に必要な費用等として10億8,900万円余の増額補正をお願いしております。

また、追号となっております熊本県人事委員会勧告を踏まえた職員給与改定分として2,800万円余の増額補正をお願いしております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業で、県単事業として9億4,300万円余、災害復旧事業で、補助事業として4,800万円余、県単事業として7,000万円

余、投資的経費計としまして10億6,200万円余の増額となります。消費的経費としまして5,400万円余を計上しており、一般会計計としましては11億1,700万円余の増額となります。

右側の特別会計としましては、消費的経費として55万円余を計上しております。これは職員給与改定分でございます。各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成30年度11月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

今回補正額の財源内訳の最下段をごらんください。

国庫支出金が4,800万円余、地方債が10億700万円、その他が55万円余、一般財源が6,100万円余の増額でございます。

表の中ほどの列の今回補正額の職員給与改定分でございますが、県内の民間給与水準との格差0.19%を踏まえた人事委員会勧告に基づき、給料表水準を引き上げるとともに、特別給である期末手当、勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう0.05月分引き上げることなどの改定を行うものです。

なお、17ページから32ページに各課の職員給与改定に係る補正予算が出てまいります。先ほどの説明と同じ趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

また、3ページ以降に職員給与改定以外の各課の補正予算が出てまいります。県単独事業等に係る債務負担行為のうち、いわゆるゼロ県債として21億1,000万円余の設定をお願いしております。

熊本地震後の事業量増による影響は来年度当初も続く見込みでございますが、繰越額も

地震前の状況に戻りつつあることから、早期完成が必要な事業や年間業務等年度当初から履行が必要な事業に加え、直前に迫った国際スポーツ大会、会場周辺等における植栽改善などの景観整備に必要な事業について設定をお願いしております。

以上が土木部の11月補正予算の状況でございます。

次に、監理課の補正予算について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

2段目の建設産業支援事業費でございますが、建設産業若手人材確保対策事業として1,500万円の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、県内高校3年生等を対象とした企業説明会である熊本県建設事業の魅力発見フェアについて、年度当初の5月から6月の開催を予定しており、その開催経費について、契約事務等を考慮し、今定例会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

監理課からは以上です。

よろしくをお願いいたします。

○田尻土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

資料の4ページをお願いします。

1件の債務負担行為の設定をお願いしております。

上から2段目、建設単価調査費の右の説明欄をごらんください。

建設単価調査業務におきまして3,500万円余の債務負担行為の設定でございます。

この調査業務は、土木部が発注します公共工事の積算に用いる建設資材などの設計単価を決定するために必要な市場の取引の実勢価格を調査するものです。この調査を平成31年4月当初から開始するために、債務負担行為の設定をお願いするものです。

土木技術管理課は以上でございます。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

上から2段目の道路改築費につきまして、右側の説明欄に記載のとおり、第二天草瀬戸大橋、これはまだ仮称でございますが、この橋梁の下部工工事につきまして債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、今年度着手予定の橋脚工事につきまして、品質確保の観点から、来年度予算とあわせて一体的に施行する必要があります。平成31年度の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

道路整備課は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

6ページをお願いいたします。

ゼロ県債の債務負担行為の設定を3件計上しております。

まず、1段目の道路維持費のうち単県道路修繕費は、小規模な舗装の老朽損傷箇所を舗装、修繕するもので、右側説明欄のとおり、国道387号ほか19カ所で2億5,100万円余を設定しております。

次に、4段目の道路新設改良費のうち道路舗装費は、計画的に舗装、補修を実施するもので、右側説明欄のとおり、小川嘉島線ほか38カ所で6億4,400万円余を設定しております。

以上の2事業については、劣化した舗装の損傷が梅雨時期に進行することを未然に防ぎ、道路交通の安全を確保することを目的に早期発注するものでございます。

最後に、上から3段目の単県道路環境整備事業費は、来年開催される国際スポーツ大会を見据え、開催地や観光地などに至る道路植栽の改善や防草対策を行うもので、国際スポ

ーツ大会前までに工事を完了することを目的に、右側説明欄のとおり、熊本益城大津線ほか5カ所で1億300万円余を設定しております。

道路保全課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず、一般会計から御説明いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

2段目の市町村災害復旧指導監督事務費として500万円余を計上しております。これは、熊本地震により被災した市町村の下水道災害復旧事業について、本年7月に行われた国の再調査により、事業採択後の物価変動や工法変更などに伴い増額した費用が認められたことから、指導監督事務費の増額補正をお願いするものでございます。

以上、一般会計での課の合計は、最下段に記載しておりますとおり、補正額の合計は500万円余の増で、この結果、補正後の予算総額は、表左から4列目のとおり、10億9,600万円余でございます。

続きまして、資料の8ページをお願いいたします。

流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

流域下水道管理費について債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の熊本北部流域下水道管理費の右端の説明欄をごらんください。

下水道管理者には、下水道法において、下水道からの放流水の水質検査の実施が義務づけられており、この水質検査を次年度当初から円滑に実施するため、検査業務委託に関する経費として400万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

同じく、4段目の球磨川上流流域下水道管理費、6段目の八代北部流域下水道管理費につきましても、同様に、それぞれ400万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

下水環境課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

まず、補正予算について御説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

下から2段目の単県河川等災害関連事業費で9億3,300万円余を計上しております。これは、熊本地震等により被災した益城町木山川ほか55カ所について、本年度実施しております国庫補助災害復旧事業の進捗に伴い必要となった隣接区間の補強工事や調査、修正設計並びに国庫補助災害復旧事業の対象外となる経費等でございます。

資料の10ページをお願いします。

2段目の市町村災害復旧指導監督事務費で4,200万円余を計上しています。これは、市町村が実施します、ことしの豪雨等により被災した河川や道路といった公共土木施設の災害復旧事業に対する指導監督事務費として認められた額を補正計上しているものです。

次に、5段目の現年発生災害復旧工事費で800万円余を計上しています。これは、ことしの豪雨等により被災した公共土木施設の復旧のうち、1カ所の工事費が120万円以上という国庫補助災害復旧事業の採択基準を満たさないものについて県単独事業として実施するものでございます。

次に、6段目の災害復旧事業設計調査費で4,100万円余を計上しています。これは、9月の豪雨や地すべりにより被災した公共土木施設災害箇所の災害査定設計書作成に必要な調査、測量設計に係る経費でございます。

この結果、河川課の補正後の予算総額は、

表左から5列目の最下段のとおり、323億6,700万円余となります。

次に、債務負担行為の設定について御説明します。

恐れ入りますが、前ページに戻っていただき、資料の9ページをお願いいたします。

2段目の河川掘削事業費で、右側の説明欄のとおり、1億300万円のゼロ県債の設定を計上しています。これは、佐敷川ほか7カ所において、河川内に堆積した土砂の掘削を来年の出水期までに行うためのものです。

次に、4段目の単県河川改良費で1億1,000万円のゼロ県債の設定を計上しています。これは、球磨村小川ほか2カ所において、工事工程上の都合やノリ養殖業に支障のない時期までに工事完了を図るためのものです。

資料の10ページをお願いします。

3段目の過年発生国庫補助災害復旧費で庁用自動車賃借として500万円余の債務負担行為の設定を計上しています。これは、災害復旧事業の施行に伴い必要となる庁用自動車リースの契約期間を平成31年4月当初からとするためのものです。

河川課からは以上です。

よろしく願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

まず、一般会計の補正について御説明いたします。

説明資料の11ページをお願いいたします。

上から2段目の単県港湾修築事業費として1,000万円余を計上しております。これは、防災情報システムの機器更新に要する経費でございます。

次に、下から3段目の現年単県災害土木費としまして2,000万円を計上しております。これは、補助災害復旧事業の採択要件を満たしていない、9月30日の台風23号により被災した佐敷港及び鬼池港の港湾施設の災害につ

いて復旧を行うものです。

港湾課の一般会計の補正額の計は、最下段の左から2列目のとおり、3,000万円余となり、補正後の予算総額は、左から3列目のとおり、75億5,700万円余となります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

まず、一般会計について御説明いたします。

11ページの上から2段目の単県港湾修築事業費において、右側の説明欄のとおり、5,700万円余の債務負担行為の設定を計上しております。これは、八代港ほか県管理港湾における港湾施設の年間維持管理業務委託で、年度当初から切れ目なく適切な維持管理を行うために、ゼロ県債の設定をお願いするものでございます。

次に、上から3段目の単県港湾維持浚渫事業費において、右側の説明欄のとおり、8億4,000万円の債務負担行為の設定を計上しております。これは、熊本港ほか3港におけるしゅんせつ事業で、ノリ養殖に支障がない時期までに工事を完了するためのゼロ県債の設定をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料の12ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

上から2段目の施設管理費において、右側の説明欄のとおり、債務負担行為の設定としまして、熊本港コンテナターミナル管理運営業務で、平成31年度に4,100万円余、平成32年度から平成35年度まで、単年度4,200万円余を計上しています。

次に、その下となりますが、八代港コンテナターミナル管理運営業務で、平成31年度に5,000万円余、平成32年度から平成35年度まで、単年度5,100万円余を計上しております。いずれもコンテナターミナルの管理運営を年度当初から切れ間なく行うためです。ま

た、初年度と2年目以降の金額の違いは、消費税額の差となります。

なお、この指定管理者の債務負担行為と関連します議案第22号及び議案第23号の指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、その下となりますが、庁舎等管理業務として平成31年度に5,400万円余を計上しております。これは、年度当初から港湾施設の管理等を円滑に行うためです。

港湾課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

13ページをお願いします。

2段目の公営住宅維持管理費でございますが、表左から4列目のとおり、2,700万円余を計上しております。これは、県営住宅の維持管理にかかわる指定管理者への委託等に要する経費であり、ブロック塀撤去の先行実施による既存事業対応の不足分などです。

この結果、住宅課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、49億8,500万円余となります。

住宅課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

15ページをお願いいたします。

平成30年度繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、表左から3列目の既設定金額のとおり、9月定例会で2億4,200万円の承認をいただいております。今回、表左から4列目の追加設定額として、1の一般会計として565億8,000万円、2の港湾整備事業特別会計として2億7,400万円、3の用地先行取得事業特別会計として15億4,400万円、4の流域下水道事業特別会計として7億600万円、一般会計及び特別会計を合わせて591億400万円の設定をお願いしてお



ります。

追加後の繰越設定額は、593億4,600万円となります。

なお、昨年度の設定額は716億1,200万円であり、昨年度より122億6,600万円余の減となっております。

繰り越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保等、適切に運用してまいります。

監理課からは以上でございます。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

議案第12号の熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、35ページの概要で御説明いたします。

2の制定改廃の必要性につきましては、港湾法の一部改正で臨港地区内の分区に新たにクルーズ港区が追加されたことに伴い、クルーズ港区を指定する場合に、クルーズ港区の区域内に建設等をしてはならない構築物を、法や国の指定に基づき、条例で定める等の必要があるためです。

3の改正の内容につきましては、上記のクルーズ港区に関する規制の追加等でございます。

施行期日につきましては、公布の日からといたします。

港湾課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

37ページをお願いいたします。

議案第15号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、国道445号(九折瀬工区)活力基盤交付金(鋼橋上部工)工事。工事内容は、橋

梁上部工の建設。工事場所は、球磨郡五木村乙字掛迫他地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成32年10月8日まで。契約金額は、10億9,128万2,868円。契約の相手方は、日立造船株式会社九州支社。契約の方法は、一般競争入札でございます。

38ページをお願いいたします。

議案第15号の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

39ページをお願いいたします。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

なお、施工計画として、橋梁上部工において、品質確保と安全確保が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された技術申請書の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者としました。

設定した課題は、品質確保に関して4項目、安全確保に関して4項目の合計8項目です。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者が参加し、平成30年10月2日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、技術評価点が124.60で、税抜き11億2,271万9,000円の予定価格に対しまして、税抜き10億1,044万7,100円で入札した日立造船株式会社九州支社が、評価値12.3312

となり、落札を決定しております。

続きまして、41ページをお願いいたします。

議案第16号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工期及び契約金額の変更を行うものです。

内容につきましては、42ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、宇土川28年災害関連緊急砂防（堰堤工）工事。工事内容は、砂防堰堤工1基の建設。工事場所は、阿蘇市狩尾地内。請負契約締結日は、平成29年11月9日。請負業者は、池田・熊阿・肥後復旧・復興建設工事共同企業体。

変更契約工期については、平成31年3月1日までの、平成31年3月22日までに変更するものです。

変更契約金額については、6億5,208万7,933円を6億6,036万1,429円に変更するもので、827万3,496円の増額となります。

工期の変更理由としましては、熱中症対策等に伴う工期の延長を行うものです。金額の変更理由としましては、砂防ソイルセメントの材料となる土砂の選別に要する費用の増等に伴う増額を行うものです。

続きまして、43ページをお願いいたします。

議案第17号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成30年2月定例会において議決された工事請負契約について、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、44ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、盲学校・熊本聾学校寄宿舎その他改築工事。工事内容は、寄宿舎棟が木造一部鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積が1,929.37平方メートル、調理室・食堂棟が

鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積571.30平方メートル、共同教室棟が木造、平屋建て、延べ面積721.76平方メートル。工事場所は、熊本市東区東町3丁目3番7地内。請負契約締結日は、平成30年2月27日。請負業者は、三津野・竹内建設工事共同企業体。

変更契約工期については、平成31年1月24日までの平成31年3月15日までに変更するものです。

変更契約金額については、9億3,475万2,724円を9億4,360万5,387円に変更するもので、885万2,663円の増額となります。

工期の変更理由としましては、防火区画の仕様変更、熱中症対策等に伴う工期の延長を行うものです。

金額の変更理由としましては、防火区画の仕様変更等に伴う増額を行うものです。

監理課からは以上でございます。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

45ページをお願いいたします。

議案第22号の指定管理者の指定についてでございます。

施設名称は、熊本港コンテナターミナル。指定管理者の名称は、くまもとファズ株式会社。指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年間でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

選定に係る概要でございます。

2の選定理由でございますが、外部の有識者で構成される選考委員会において、施設運営に関する専門的能力が充実しており、また、これまでも熊本港コンテナターミナルの指定管理者として良好かつ適切な管理運営が行われてきた実績があることとの評価を得たことを踏まえ、指定管理候補者と選定することとしました。

提案価格は、平成31年度から平成35年度までの5年間で、単年度4,000万円余の合計2億8,000万円余でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

47ページをお願いいたします。

議案第23号の指定管理者の指定についてでございます。

施設名称は、八代港コンテナターミナル。指定管理者の名称は、松木運輸株式会社。指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年間でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

選定に係る概要でございます。

2の選定理由でございますが、選考委員会において、施設運営に関する専門的能力を有し、利用拡大のための取り組みが充実していること、また、安定的な運営が可能となる人的な体制が整っていることなどの評価を得たことを踏まえ、指定管理候補者として選定することとしました。

提案価格は、平成31年度から平成35年度までの5カ年間で、初年度4,800万円余、以降、単年度4,900万円余の合計2億4,600万円余でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

港湾課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

49ページをお願いいたします。

議案第26号、工事請負契約の変更に関する専決処分の報告及び承認についてでございます。

今回御審議をお願いしております工事請負契約変更に関する専決処分の報告及び承認につきましては、熊本地震からの災害復旧に関連する工事請負契約であり、熊本地震からの迅速な復旧を果たすため、契約変更に要する期間を可能な限り短縮し、一日も早い工事完

了が図られるよう専決処分を行ったものでございます。

この議案は、平成30年2月定例会において議決された工事請負契約について工期の変更を行うもので、内容につきましては、50ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、御船甲佐線(田口橋)28年発生橋梁災害復旧(その4)工事他合併。工事内容は、橋梁上部工の建設。工事場所は、上益城郡甲佐町田口地内。請負契約締結日は、平成29年12月26日。請負業者は、日立造船株式会社九州支社。

変更契約工期について、平成31年3月22日までを平成31年8月30日までに変更するものです。

工期の変更理由としましては、橋梁上部工の製作工場が西日本豪雨で被災を受けたことによる架設完了の遅滞に伴う工期延長を行うものです。

なお、当該工事につきましては、さきの9月定例県議会において繰越明許費の承認をいただいたものでございます。

監理課からは以上でございます。

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料51ページの第27号議案から70ページの第36号議案までの10件でございます。

まず、資料の51ページの第27号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成29年5月28日午後0時ごろ、球磨郡多良木町大字黒肥地におきまして、主要地方道人吉水上線を普通乗用自動車で行進中、マンホールと路面との段差に車底部前方が衝突し、フロントバンパー等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転して

いれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の6割に当たります4万7,660円を賠償しております。

次に、資料の53ページの第28号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年3月21日午後4時30分ごろ、阿蘇郡高森町大字高森におきまして、一般国道265号を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに落下し、左前輪を破損したものであります。

事故当時は雨天で霧が発生しており、運転者が事前に穴ぼこを発見することは困難であることを考慮しまして、被害額の全額に当たります7,236円を賠償しております。

次に、資料の55ページの第29号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年3月31日午後6時20分ごろ、上益城郡益城町大字寺迫におきまして、主要地方道熊本益城大津線を自転車で行進中、路面の隆起に加え、歩道一面に大量に堆積しておりました落ち葉のため転倒し、右肘を負傷したものであります。

運転者が減速するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の3割に当たります1万5,471円を賠償しております。

次に、資料の57ページ、第30号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年6月23日午前6時ごろ、宇城市三角町三角浦におきまして、一般国道266号の道路区域内ののり面から落ちてきた石がのり面下の家屋の窓ガラス等を破損したものであります。

家屋所有者に過失を求めることが困難であることから、被害額の全額に当たります2万4,840円を賠償しております。

次に、資料の59ページ、第31号議案ござ

いますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年6月24日午前4時45分ごろ、球磨郡五木村大字乙におきまして、主要地方道宮原五木線を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、左前輪を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の3割に当たります1万4,288円を賠償しております。

次に、資料の61ページの第32号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年7月3日午前9時30分ごろ、球磨郡球磨村大字神瀬におきまして、一般国道219号を準中型貨物自動車で行進中、進行方向左側の斜面からの倒木が直撃し、フロントガラス等を破損したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮しまして、被害額の全額に当たります27万9,428円を賠償しております。

次に、資料の63ページの第33号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年7月10日午前9時30分ごろ、菊池市泗水町南田島におきまして、主要地方道熊本菊鹿線を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側の道路ののり面からの倒竹が直撃しまして、ピラー等を破損したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮しまして、被害額の全額に当たります10万円を賠償しております。

次に、資料の65ページの第34号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年7月10日午前11時ごろ、

八代市坂本町荒瀬におきまして、一般国道219号を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに落下し、左前輪を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の5割に当たります7,250円を賠償しております。

次に、資料の67ページ、第35号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成30年7月29日午後10時40分ごろ、球磨郡球磨村大字神瀬におきまして、一般国道219号を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、フロントバンパー等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の4割に当たります12万8,248円を賠償しております。

次に、資料の69ページの第36号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年8月4日午後2時ごろ、阿蘇市赤水におきまして、一般県道河陰阿蘇線を普通乗用自動車で行進中、対向車とすれ違う際に路肩に生じておりました段差に乗り上げ、左前後輪を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の4割に当たります5万7,632円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○城下広作委員 部長の総括説明のところの分で、1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

八代港のクルーズ拠点の整備に今頑張っているというところなんですけれども、ちょうど一番いい角のところは民間のコンクリート会社があると思うんですよ。クルーズ拠点といえば、建物も護岸も整備するんですけれども、その辺は景観とか、仮に、角に民間だから、鉄塔みたいなのに商業的があったりとか、あれがだんだん劣化し色が剥げるとか、いろんなするとマッチングしないじゃないですか。そういうところは何か、あそこだけは民間で残したけれども、そういう協力というのは、そういう話なんていうのは、景観的な感じで話をされているのかなと気になって。

○宮部土木部長 今城下委員からの御指摘のところは、セメントサイロが3つございます。やはり私どもとしては、民間ではあるんですが、企業さんとお話をさせていただきながら、あそこに対して、まだ今検討中ではございますけれども、あそこにペイントしたり、いろいろそういうマッチングしたものを今検討させていただいているところです。

やはりクルーズ船が来たり、もしくは県民の皆さんがあそこの、今回くまモンパークというものをつくったりいたしますので、やはり人がそこで集えるようなものとして今考えておりますので、そこに対しましては御協力をいただきながら、景観に配慮したものをつくってきたいということで今進めております。

以上です。

○城下広作委員 少し安心しました。やはり民間だからあんまり言えないんですけれども、ただ、あの一角が非常に、港をある意味では整備しながら、人が集うという形で、ま

た、駐車場が非常にきれいな公園みたいな形にするじゃないですか。それとのギャップが余りにも悪いと、せつかく公費を投入して美しく、観光にもしようという考えがあるから、この辺は非常に話し合いながら、過度の要求もできないんでしょうけれども、なるべく協力するような形に、景観にやっていただきたいなというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

続けてもう1点いいですか。

4ページの建設単価の調査を31年度にやるという話がありましたね。それで、私は、最近、ことしの11月ぐらいかな、警察署、派出所を建設予定だったけれども、結果的には、まだ不落だったんですね。派出所がなかなか、早く大体できたほうが良いという住民の思いが強かったんだけど、結果的には、不調、不落だったんですよ。それは金額が結構合わなかったという話だったと思うんですけども、こういう単価は、31年もそうだけれども、震災以降の単価というのは、ずっとこれは見直しをいろいろやってきているんですか。それとも31年度はまだ今初めてやるというか、それ以前のもの、流れはどうだったのかなと思って、単価調査の……。

○田尻土木技術管理課長 毎年単価調査は行っておりまして、単価調査につきましては、主要資材等は毎月単価調査を行っています。それを翌月の設計単価に反映しているところがございます。

○城下広作委員 いずれにしる、なかなか、入札して早くで上がったほうが良いという品物がなかなか、不調、不落になるというか、非常にやっばりがつきやすいような分があったもんですから、結局また仕切り直しをするときに、じゃあ、何をもちて単価の分が、どこがどうだったのか、それとも業者の現実が、かなりその単価とも違うということ

も現実にあっているのかなということが大きい差なのかなと思って。本来ならば3月にできる予定の派出所が、結果的に来月にまたずれ込むという、必要だから早くしなきゃいけないという案件だったんですけどもね。

それとか、小さいことでは、高齢者が非常に利用するから、和式を洋式にかえるトイレなんかも、結果的には、業者がなかなかいない、金額が合わないということで先送りになっている案件なんかもあったりとかして、まだまだ少しずつそういうのが影響しているのかなと思って、本当に早く改善できればという希望でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○井手順雄委員 42ページ、確認ですけれども、工期の延期と工事金額の変更というやつの中で、工期の変更理由の中で、熱中症対策に伴う工期延長というようなことが書かれておりますが、これは、具体的にどういったことで延期をしたのかということがわかれば教えてください。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

熱中症対策につきましては、7月から9月いっぱいのところの3カ月間の対象期間の実工事期間につきまして、0.25、4分の1でございますけれども、日数を上限として工期を延長することということで、ことしの猛暑対策ということで、持ち込んだ対策でございます。

この宇土川につきましては、熱中症のところにつきましては、21日間の工期を延ばしておりますけれども、うち15日間は、熱中症対策というところで算定をしたところで内訳的には考えております。残り6日につきましては、ダンプ等の通行につきまして、地元対応の協議、そういったところで必要になった工期を6日間延ばしております、そういう内

容でございます。

以上でございます。

○井手順雄委員 ということは、44ページのこの建築の部分においても同じような感覚で工期延長をしたという形でよかったですかね。

○重松営繕課長 営繕課でございます。

先ほどの砂防課の説明と同様でございます。熱中症対策に伴うものでございます。

○井手順雄委員 となれば、工事はたくさん出てますよね、県の工事。皆さん暑かところで仕事されたと思うんですよ。そうしたときに、そういった特別なこういった工期延長待遇というのは、ほかの工事に対してはどういった対応とか、こういったくくりをもって決められたのか、監理課長にお聞きします。

○藤本監理課長 今回の工期延長の内容については、先ほど説明があったとおりなんですけれども、この今回の猛暑に伴って、業界に、こういう制度をつくりましたので、もし工期延長を希望される場合は申し出をしてくださいということを周知した上で、希望があった工事について工期延長を行ったものでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、なら、ほかのところにも皆さん周知した中で、そういった要望があれば工期を延長するというふうな形を、対策をとられると、全般的にですね。そういったことですね。

○藤本監理課長 そのとおりでございます。

○井手順雄委員 そこで技術管理に聞きますけれども、これは歩掛かりはどぎゃんになりますか。ちゃんとその歩掛かりも変更してから延期してやるという形になるわけですかね。

いわゆる、これは人件費にかかわる問題だろうけんが、例えば、さっき言われたごと、設計にうたうときに、その設計変更を全部、これはしてからせなんというような状況になるけんが、そういう根拠は、ちゃんと技術管理のほうでやっておられるんですかね。歩掛かりは変わってきますよ。

○田尻土木技術管理課長 今回の熱中症対策につきましては、今井手委員が言われたような歩掛かりの変更は行っておりませんでした。一応熊本県の約款に基づきまして、気候等の変動によって工期を延長するということをもとに、今回そういうふうな措置をしたものでございます。

○井手順雄委員 根拠がないということですね、設計的な根拠。

○田尻土木技術管理課長 設計というのは、積算上の根拠……。

○井手順雄委員 積算上の根拠がないということですか。

○田尻土木技術管理課長 そうです。

○井手順雄委員 それでいいのかな。まあまあよかたい。そこ辺は明確にしとかぬと、これは会計検査でもやられるっですよ、こぎゃんことしよったら。根拠がなかつたけん。そこはもう別に、暑かつたけん、ことしの夏は、それはもうしとってよかつたけんが、やっぱりある程度の、役所としては、発注元としては、そういった根拠をちゃんとつくった中で工期延長してやるとか、例えば、1日8時間労働なんだけれども、暑かけん、6時間でよかばいたとか、その分の延びた分はちゃんと設計で見ますけんて、そういった根拠が要ると思うとですよ。だけん、歩掛かりの

掛ける0.8とかいうとば0.83とかにしたとか、そういったやっぱり数字的なものも要ると思うとですよ。そこら辺はよろしく願いしたいと思います。

もう1点よかですか。

指定管理者、48ページ、これは、熊本港も八代港もことし選定する経緯の中で、ほかにも申し込まれた方っていらっしゃるとですかね。

○松永港湾課長 熊本港、八代港ともに、申し込みは、この1者だけでございました。

○井手順雄委員 1者で、協議した中で入札というか、決定するというのは全然問題ないというような……。

○松永港湾課長 制度的には問題ありません。それと、1者でございませけれども、条例に基づいて県でも審査を行って、あと、外部の有識者による審査も経ておりますので、選定については問題ないかと思っております。

○井手順雄委員 選定については問題ないと思うとたい、私も思います。しかし、見とってね、こうやって何十年もこういった同じ業者さんがなされる中で、この決められる金額、多分そこで働きよる人たちの給料なんて全く上がつらんとたい、逆に。最低で見積もらすとかいう格好になってきとつとよ。それがもう、そういった、何と表現したらいいのかな。だけん、もうちょっと上げてよかと思うとですよ、これ。そぎゃんせんと働く人の意欲がないもん、聞けば。して、ファズに頼んでもね、それはちっと修繕費がありませんとか、そういう予算がもう全然なかつですよとか、こっちが頼んでも。そういったぎゅうぎゅうの中でのこの金額提示なんですよ、この人たちは。

そこはやっぱり積算、自分たちが発注する

中で幾らというのが大体わかるでしょう。幾らぐらいなら、以下だったら落札です。その分の差額というのはあるはずですよ。そこら辺をどうにか、見てやるというとおかしいけれども、してやってもらわぬと、この維持管理というともなかなか大変な部分がありますんで、人件費ぐらいは、あんたたちも0.何%上がるわけだけん。それよか大分安かつですよ、県職員より。その辺はよく考えてやって、そういった入札方法をとるとか、やっぱり取り決めの中で、そういった人件費はこんだけぐらいは最低出しますとか、そういった積算基準というか、発注基準を決めて発注してやれば、また安心して安全なこの管理運営ができると思うけん、そこら辺はよろしく願いしたいと思います。まけるというわけじゃなかつです。もうちっと足してやれというわけです。

○増永慎一郎委員長 要望でいいですか。

○井手順雄委員 要望でよかです。

○城下広作委員 井手委員の関連でちょっと。気になるから、やっぱり。

歩掛かりの根拠がなくても、確かに、イメージは私もわかります。なかなか熱中症の歩掛かりというのが、要するに、労務で、どのくらいが暑いからどうだこうだ、想像の世界だからつくれないと思います。ただ、問題は、その金額を、業者側から言われた金額でうのみにして、それをプラスとして追加するのか、あくまでも県の、逆に言えば、これはイメージといいますか、ある程度県が持っている自分たちの感覚で、このくらいが熱中症対策に必要だろうという最低限度のものは持つとかなないと、そこが非常に不透明になると思います。やっぱり業者が、このくらいふやしてもらえんと、大体暑さ対策で金がかかったけんというような根拠だったのか、県が大



体こんくらいはこうやって暑さ対策で、熱中症対策で要るだろうというぐらいの根拠はないと、それはどこから出てきた数字なのかということですね。それは非常にわかりにくいもの、やっぱり。そこだけはもうちょっとはっきり言ったほうがいいと思います。

○田尻土木技術管理課長 済みません、先ほど説明不足でした。

まず、期間の延長につきましては、7月1日から9月末までの間で、工期がかかった分の25%は延長することとしております。また、工事費の積算につきましては、積算歩掛かり上は、国の基準をある程度使っているものですから、国から熱中症対策に対する割り増し分というか、そこら辺がまだ示されておらなかったもので、今回は、積算については増額計上はしておりません。

○増永慎一郎委員長 いいですか。

○城下広作委員 ちゃんと説明がつくように、皆さんが出したこの数字は端数だから、端数というのは何らかの形で何かを掛けながらやらないと出ない数字だから、その部分は用心しとかないかぬよという話です。

○藤本監理課長 今回の熱中症対策による工期延長は日数だけの延長でございまして、増額の変更は、この中には熱中症対策分としては全く入っておりませんで、その他の部分でございまして。工事請負契約約款上、災害その他気象の状況によって受注者側から工期延長の申し出があったという位置づけでございまして、特段そこに増額変更というちょっと規定がございませんものですから、無償延長という形で行っております。

○井手順雄委員 ちょっと今の、もうちょっと疑義がある。そうした場合、工期を延長し

た場合、安全管理費とか現場管理費、仮設費、これはどぎやんなつとですか、延長分は。

○藤本監理課長 約款上は、今申し上げたとおり、受注者側の延長による場合は、基本、約款上は無償延長になっておりますので、そこが見れない。ただ、熱中症対策については、全国的にも今業界側からも国交省等に要望があつておりました、その分についての歩掛かり等を見てほしいという要望があつておる状況でございます。

○井手順雄委員 なら、この工期延期というのは、業者さんからの要望で工期延期したということですかいいね。わかりました。

○高島和男委員 56ページでございます。

道路保全課のほうから、道路の事故ということでの報告と承認ということでございますけれども、毎回御報告があつておるわけでございますが、この56ページの部分に関して、路面の隆起、益城町ですから地震の被害というものなのかなということと、歩道一面に堆積していた落ち葉で転倒したということですが、もう少し詳しくちょっと状況を教えていただきたいと思うんですけれども。

○勝又道路保全課長 現場の状況は、路面の隆起、これは、原因は街路樹の根上がりで、根が成長することによって舗装を押し上げているという状況だったと思われまして。そこを通りかかったときに、運転者は、これは自転車ですけれども、運転者は当時小学生でございまして、通行したときにその根上りのところで自転車がちょっと跳びはねるような状況になって、歩道一面に、時期的に大量に堆積していた落ち葉で滑ったという状況でございます。そして、転倒して右肘を負傷したという状況でございます。

○高島和男委員 根上がりということできくと、結構あちこち私どもも通行するときにも見かけるわけでございますが、この案件に関しては、何か事前に、その事故が発生する前に危険だとかというような連絡はあってたんですか。そういうのはなかったんでしょうか。

○勝又道路保全課長 事前には私ども認知しておりませんでした。実際のところ、その根上がりによって隆起している高さというのは最大で8センチ程度でございまして、場所次第では、歩道の真ん中あたりだと蹴つまずいたりする可能性はあったかもしれません。今後は、このようなことにも注視してまいります。

○高島和男委員 確かに、先ほど申し上げたように、あちこちやっぱり根上がりというのはあると思うんですね。適宜監視というか、チェックというか、そういうのは今後どうされるんですか、予定。

○勝又道路保全課長 従前から、道路パトロールをやっている中で、根上がりについても注意しているところではありますけれども、より一層注意していくということになりますでしょうし、一方で、簡単に根を切れればいいというものでもなくて、その木の問題もございまして、そのあたりの木の撤去だとかそういうことも含めて、状況に応じて対応していきたいと思っております。

○高島和男委員 確かに、即対応というのは難しいかもしれませんが、やっぱり状況をきちんと把握しながら、そしてまた、これはちょっと危ないよねというところを喚起するような、何と申しますか、立て札なり、通行者あるいは自転車の人たちにもわかるよ

うにだけはやっぱりしとったほうがいいのかなと思いますので、お願いしたいと思えます。要望です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 49ページ、田口橋の件なんですけれども、上部工が拡幅されるということは、従来から地元の住民の方が、もう離合もぎりぎり、そして、自転車通学の学生から拡幅されるんだったら歩道を設置してほしいというようなことで、地元の方なんかもすぐ期待されていたんですけれども、結局、歩道についてはどういうふうになったんですかね。

○亀崎道路整備課長 田口橋につきましては、熊本地震で被災したということで、上部工は、今工場製作をしていると。下部工につきましては、橋脚部分について比較的損傷が小さいことから、災害復旧制度を活用するために、そのまま補強して使用するというので今進めております。

そのため、橋脚に載せる上部工の重さに、これ限界がございまして、橋の幅を最大限広げられるよう今設計を行って進めているところでございます。

今御意見がございました歩行者ということでございまして、これは我々も承知しておりますが、自動車のすれ違いも確保しなければならないといういろんな条件と幅が制約されるという中で、最大限歩行者も安全に通行できるような工夫を行いたいということで今進めております。

今進めるに当たりましては、町の意見を反映したところで進めております。非常に全てを満足する、フルに、十分にというのは、そういう下部工をそのまま使うということから、難しい中で、最大限皆さんに安全に利用していただけるよう努力しているところで

す。地元の皆様にも、今後また丁寧にそこは説明していきたいと考えております。

以上です。

○山本伸裕委員 そこまでは聞いているんですけども、歩道を、段差をつけて設置するということは、重量の関係とかもあるから検討が必要だと思うんですけども、例えば、歩道に車が進入しないような工夫、ポールを立てるであるとか、ブロックを敷き詰めるであるとか、そういったことは、重量、強度的な問題をクリアして、かつ、歩道がちゃんと安全に通行できるようなやり方というのはできるんじゃないかというふうに思うんですけども。

○亀崎道路整備課長 今後、現場のほう、上部工を進めてまいります。例えば、今おっしゃいましたように、ポールというのも一つの案でありましょうし、あるいは路面を舗装で明確にするといったこともあるかと思えます。そういったことを工夫しながら進めてまいります。

以上です。

○山本伸裕委員 カラー舗装でちょっと違いをつけるというお話も聞いてたんですけども、それはちょっと地元の住民からは難色を示すような声を聞きましたので、できるだけやっぱり車が入り込まないような、やっぱりそういう工夫をしていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○増永慎一郎委員長 ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第12号、第15号から第17号まで、第22号、第23

号、第26号から第36号まで及び第38号から第40号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外23件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外23件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が6件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

お手元の報告事項1、創造的復興に向けた重点10項目の進捗状況について報告させていただきます。

各項目の進捗については、5月末時点での状況を6月の本常任委員会で報告いたしました。今回、11月末時点の情報に更新しましたので、報告させていただきます。

この一覧の見方については、表の右下に記載しております。前回報告させていただいた5月末時点からの変更点を赤色で記載してお

ります。青色の枠囲みが既に達成、完了したもので、黄色の枠囲みが進捗の指標となるものでございます。今回は、10項目のうち、土木部と関連が深い①「すまい」の再建、③阿蘇へのアクセスルートの回復、⑤益城町の復興まちづくり、そして⑨八代港のクルーズ拠点整備について、5月末からの変更点を中心に御説明します。

まず、①「すまい」の再建について、土木部で取り組んでいる災害公営住宅の整備については、下から3つ目の矢印に記載しております。全体で1,743戸の建設を予定しており、事業着手率は約96%となっております。11月末までに112戸の工事が完了したところであり、2020年春までに全ての住宅の完成を目指し、引き続き市町村と連携しながら整備を進めてまいります。

次に、③阿蘇へのアクセスルートの回復のうち、上から5項目が土木部に関連している道路関係です。国道57号北側復旧ルートと国道325号阿蘇大橋ルートについては、2020年度の全線開通に向け、国土交通省において、精力的に復旧を進めていただいております。平成28年12月に暫定開通した俵山ルートについては、大切畑大橋と俵山大橋の復旧が進められており、昨年8月に応急復旧により開通した長陽大橋ルートについても本復旧に向けた工事が進められております。阿蘇へのアクセスルートの一日も早い本格復旧に向け、引き続き、国と連携して、早期の復旧を図ってまいります。

次に、⑤益城町の復興まちづくりについて説明いたします。

熊本高森線の4車線化については、冒頭の部長の総括説明のとおり、現在入札手続中であり、順調に進めば、来年1月にモデル地区の整備に着工する予定です。2019年度、平成31年度までのモデル地区の整備完了を目指し、引き続き取り組んでまいります。また、木山地区の土地区画整理事業については、9

月27日に国土交通大臣認可を受け、10月5日に事業計画を決定いたしました。現在、現地測量や換地設計等とあわせて、公共施設に充てる用地の買収を進めており、11月末時点までに面積ベースで全体の約96%の買収を行ったところです。来年6月ごろから合意形成が得られた街区の仮換地指定を順次行う予定であり、合意形成が順調に進んだ区域については、最短で2022年6月以降に宅地の引き渡しが可能となる見込みです。引き続き、益城町の復興まちづくりに向けて、町と一体となって取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。

最後に、⑨八代港のクルーズ拠点整備について説明いたします。

10月5日に、国、県及びクルーズ船社ロイヤル・カリビアン・クルーズの3者合同でクルーズ拠点の基本計画を公表しました。船社が整備するおもてなしエリアでは、くまモンをイメージした公園や日本庭園などの集客施設の整備を予定しており、これらは、他の港にはない八代港独自の取り組みでございませう。2020年4月の供用開始に向け、引き続き着実に整備を進めてまいります。

説明は以上ですが、これら10項目を初め、復旧、復興全体を着実に、かつ、スピード感を持って進めてまいります。引き続き御理解、御協力、御指導をよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項2、熊本県建設産業振興プラン(素案)について説明いたします。

第3次建設産業振興プランにつきましては、平成28年の熊本地震発災により、策定作業を一時中断しておりましたが、復旧、復興が一段落した後を見据え、建設産業を支援し、引き続き振興を図っていくことが必要であるという考えから、このたび、第3次プランを策定することといたしました。

このプランについて、素案が取りまとまりましたので、概要により説明いたします。

お手元のA3資料の1ページ上段の1、前プランの概要をごらんください。

前プランでは、計画期間を平成23年度から27年度の5カ年とし、技術と経営に優れた建設産業、社会に貢献する建設産業、透明で公正な市場環境づくりの3つの目標を掲げ、建設産業の振興を図ってまいりました。

前プランで行った取り組み実績につきましては、右横の2、前プランの取組実績のとおりとなっております。

次に、中段の3、県内建設産業の現状をごらんください。

こちらは、各種の統計資料から整理したものでございます。

まず、左のグラフをごらんください。

棒グラフが県内建設業の従業者数をあらわし、折れ線グラフが全産業に占める建設業従業者の割合をあらわしております。県内建設業従事者は、10年間で約17%、約1万人減少しており、全産業に占める割合は、近年7%台で推移をしております。

次に、中央のグラフをごらんください。

赤色点線が熊本県の建設業、青色実線が全国の建設業の従業者の年齢構成の推移をあらわしております。一番上の赤色点線の平成29年をごらんください。本年の建設業従業者の55歳以上の割合は約4割となっており、全国建設業平均の約34%を上回っております。

一方、下から2番目の赤色点線の平成29年をごらんください。本県の建設業従業者の29歳以下の割合は約13%となっており、全国平均の11%を上回り、少しですが、若年従業者の増加が見られるところでございます。

次に、右側のグラフをごらんください。

赤色の棒グラフが県内建設工事費の総額、青色の棒グラフが県内公共工事費の総額、折れ線グラフが県内建設業許可業者数をあらわしております。県内建設工事費は、震災前の平成23年度から27年度までの5カ年の平均で5,750億円となっており、第1次プラン、計

画初年度である平成16年度の6,137億より387億円減少しております。平成28年度から29年度にかけては、熊本地震に伴う復旧工事の影響で大幅に増加をしております。建設業の許可業者等については、近年は6,500社前後で推移をしているところです。

次に、下段左の4、現状(アンケート)をごらんください。

こちらは、本年8月に土木部で実施した建設業者アンケート結果をもとに整理した現状でございます。

主なものを説明させていただきます。

ポツの1つ目と2つ目ですが、売上高、営業利益の増加や赤字工事の減少など、経営は一定の改善が見られております。

一方、3つ目ですが、代表者の年齢別割合ですが、約47%は60歳以上となっており、うち31%は後継者が未定となっております。

経営上の問題としては、技術者、技能労働者の不足が約45%と最も高い割合を示しております。

外国人雇用については、雇用している建設企業は約4%で、雇用する予定はないという建設企業は約86%となっております。

工事現場の休日設定状況については、4週6休が約43%、4週8休は約12%という状況でございます。

次に、地域インフラの日常的な維持管理や除雪、災害対応等の活動については、今後、5年後以降、継続が難しくなると思う建設企業が38%となっております。

これらの現状を踏まえ、右横の5、課題になりますが、3つの課題として整理をしております。

まず、人材の確保、育成の課題として、建設産業でも人材の確保、育成が喫緊の課題となっており、週休2日の推進など、働き方改革等の取り組みが必要と考えております。

次に、経営面の課題として、生産性の向上による技術力、経営力の強化、適正な設計、

積算や適切な工期設定等による適正な市場環境づくり、代表者の高齢化や後継者不足による事業承継への支援が必要と考えております。

3点目、地域インフラの課題として、地域インフラの維持管理が継続的に実施可能となる取り組み、今後の災害等への対応を見据えた取り組みが必要と考えております。

2枚目をお願いいたします。

左側2段目、7と8に計画の対象と計画期間を記載しております。

その下、9、基本目標・取組みの方向性をごらんください。

1枚目で御説明しました現状や課題を踏まえた目標及び目標実現のための取組みの方向性でございます。

新たな基本目標として、社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する持続可能な建設産業の実現を掲げております。

目標実現に向けた取組みの方向性として、将来の建設産業を支える人材の確保・育成、生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業、「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業、この3つの柱で取り組んでまいりたいと考えております。

また、今回のプランでは、目標の実現や取組みを進める上で、発注者のみならず、受注者となる元請企業及び下請企業のそれぞれの果たすべき役割を明確化するため、その責務を明記しております。

最後に、右側、10、県の支援策(主な取組み)をごらんください。

この中で、「【新】」と書いてあるのが新規の事業、「【拡】」と書いてありますのが継続事業の拡充をあらわしております。これらの事業、おおむね31年度から実施する予定でございます。

主に、新規と拡充の支援策について説明いたします。

まず、1、将来の建設産業を支える人材の

確保・育成につきましては、(1)働き方改革の推進として、週休2日モデル工事の導入に取り組んでまいります。また、国が進めております職人の施工経験等を見える化する建設キャリアアップシステムの活用についても、県でも国の動向を注視しながら取り組みを進めてまいります。

次に、(2)若年者等人材の確保につきましては、ことし7月にグランメッセで初めて開催しました建設企業の魅力発見フェアにつきましては、業界からも好評をいただいたところでありまして、来年度も引き続き実施をしたいと考えております。

また、外国人受け入れへの支援として、商工観光労働部で取り組んでおります相談窓口の設置や企業向けセミナー開催のほか、土木部としても、国の制度等を注視しながら、民間教育機関等と連携した外国人受け入れ体制の整備に取り組んでまいります。

次に、(3)魅力ある職場づくりの推進として、社会保険等未加入対策を進めるため、県工事の1次下請業者について、適切な社会保険加入業者に限定する取り組みを始めることとしたいと考えております。

また、女性や高齢者、外国人など多様な人材に対応した職場環境の改善に取り組むため、職場環境改善に係る補助事業の拡充を行ってまいります。

次に、1つ飛びまして、(5)若手技術者等の育成をごらんください。

若手技術者育成の取り組みとして、熊本県建設技術センターの研修の充実に取り組んでまいります。具体的には、これまで座学のみでの研修でありましたが、新たに工事現場を活用した実務研修を追加するなど、研修の充実を図ってまいります。

次に、2、生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業については、(1)生産性の向上として、ICT土工モデル工事の導入に取り組んでまいります。

また、発注・施工時期の平準化について、債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など、平準化に努めてまいります。

次に、1つ飛びまして、(3)技術力の向上をごらんください。

技術力の向上として、新たに地域振興局の土木部長表彰を設け、すぐれた施工の推進を図ってまいります。

最後に、3、「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業については、(1)予算の安定的・継続的な確保として、地域の社会資本の整備、防災・減災対策、老朽化対策等を着実に推進できるよう、国に対して、公共投資予算の安定的・継続的確保を要望してまいります。

次に、(2)新たな制度等の構築として、地域維持型JV等の導入です。雪氷対策や道路等の維持管理を地域の複数の企業で結成される地域維持型JVでの発注を導入してまいります。

また、災害時の初動体制の整備を行うため、大規模災害時の入札契約制度の検討や災害協定に基づく発動時の窓口などの体制の整備に取り組んでまいります。

次に、1つ飛びまして、(4)市町村支援をごらんください。

発注者協議会や公共工事契約業務連絡協議会等、県と市町村で組織する会議等を活用して、市町村に対して、週休2日等の働き方改革や社会保険未加入対策、施工時期の平準化等を働きかけてまいります。

以上が県の主な支援策です。

本プランの今後の策定スケジュールとしては、これまで業界との意見交換を初め、市町村や庁内関係課への意見照会を行って取りまとめてまいりましたので、1月にパブリックコメントを行い、2月から3月にかけて、プランを決定したいと考えております。

以上で報告を終わります。

○田尻土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項3をお願いします。

熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況でございます。

今回は、平成30年9月末現在の状況でございます。

まず、県、市町村を合わせました復旧・復興事業全体の進捗状況でございますが、表の最下段の合計欄をごらんください。

全体工事費約2,006億円に対しまして、平成30年9月末までに約1,550億円を発注し、その発注率は77.3%でございます。6月末に比べまして2.0ポイント上昇しております。また、そのうち約737億円の工事が竣工し、その割合であります完了率は36.7%でございます。6月末に比べまして4.5ポイント上昇しております。

なお、全体工事費が6月末に比べまして約136億円増加しております。これは、表のすぐ下に理由を記載しておりますが、災害査定金額から工事実施金額への見直しや事業計画の見直し等によるものでございます。

裏面をお願いします。

参考1は、災害復旧事業等の平成29年3月末以降の発注率と完了率の推移をグラフであらわしたものでございます。

また、参考2の表は、災害復旧事業の件数ベースの取りまとめでございます。

表の最下段の合計欄をごらんください。

件数ベースでの発注率は86.4%、完了率は58.1%となっております。

報告事項3の熊本地震等に伴う災害復旧事業等の進捗状況は以上でございます。

引き続き進捗管理に努めまして、復旧・復興工事の早期完了に取り組んでまいります。

以上でございます。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございま

す。

報告事項4、県道熊本高森線の4車線化の工事着手について御報告いたします。

このたび、県道熊本高森線の4車線化について工事に着手することになりました。引き続き用地交渉を進め、順次工事に着手してまいります。

工事箇所は、1工区、2工区、3工区で総延長267メートルを予定しております。

今後のスケジュールといたしまして、12月から入札手続を進め、年明け1月に工事着手の予定です。

また、用地の進捗状況ですが、11月30日時点で、地権者278名のうち、98名の方々と契約を締結しました。

今後も時間的な緊迫性を持ちながら事業を進めてまいります。

続きまして、報告事項5、熊本都市圏総合交通戦略(アクションプラン)の策定について御報告いたします。

熊本都市圏総合交通戦略(アクションプラン)を去る11月末に策定しました。これは、熊本都市圏における都市圏交通の将来ビジョンを示した熊本都市圏都市交通マスタープランの実行計画となるものです。

アクションプランには、都市圏交通に関するさまざまな施策について、実施主体、実施時期を明示して取りまとめました。

アクションプランの概要について御説明いたします。

対象地域を熊本都市圏5市6町1村とし、計画期間を熊本地震発生から10年後の2025年度までとしております。

施策の概要は、基本施策を公共交通、道路、まちなか交通に分類し、公共交通につきましては、公共交通の定時性、速達性の強化やバス網の再編など全61施策を、道路につきましては、2環状11放射道路網の形成など全130施策を、まちなか交通につきましては、中心市街地の拠点機能の向上など全34施策な

ど、合わせて225の施策をまとめました。

また、連携パッケージとして、今回のアクションプランに位置づけられたおのおのの施策について、組み合わせることで相乗的な効果を発揮する施策をパッケージ化し、一体的に推進することとしています。

今後の取り組みといたしましては、アクションプランに位置づけられた施策を着実に実施していくため、アクションプラン策定時の体制を継承し、毎年進捗管理を実施し、関係者連携のもと、取り組んでまいります。

都市計画課の説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 報告事項4の資料の中で、用地の進捗状況の地権者が98名と契約というふうにおっしゃったんですけれども、本当は93……。

○坂井都市計画課長 93名の間違いでございます。

○竹田河川課長 河川課です。

報告事項6、洪水浸水想定区域の指定について御報告します。

1の指定の経緯ですが、これまで洪水浸水想定区域につきましては、例えば、白川や緑川では150年に1回の規模といったハード対策の目標規模の洪水を対象に作成しておりました。平成27年の水防法改正に伴い、対象とする洪水をハード対策の目標規模から想定し得る最大規模の洪水、これは、おおむね1,000年に1回の規模となりますが、こちらに変更することとなりました。

なお、水防法では、県が管理する407河川のうち、水位周知河川である67河川が区域指定の対象となります。

2の区域の指定についてですが、先ほど申しました区域指定をしなければならない67河川中、今回、2の(1)にお示ししております



菊池川、球磨川の2つの水系11河川について、県管理河川で初めての指定を行います。

3、今後の予定としまして、残りの3つの1級水系の県管理12河川につきまして、今年度中に区域の指定、公表を予定しております。

また、2級水系の44河川につきましては、平成32年度末までに全て指定、公表する予定です。

なお、この洪水浸水想定区域につきましては、県と市町村等で構成する減災協議会での活動を通じて、市町村が作成するハザードマップの充実に活用するとともに、住民への周知、活用を支援してまいります。

裏面に、具体的な公表図面、5種類ございますけれども、菊池川水系合志川の事例を掲載しております。

河川課からは以上です。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○城下広作委員 2点だけ、ちょっと確認させていただきます。

この振興プランの件で、素案の件で、先月の初めに兵庫県にちょっと調べに行ってきました。ちょうど阪神・淡路と同じような大変大きな地震を受けた県として、そのときに、震災以前の兵庫県の建設業者の数と従事者の数ですね。それと県の予算額、そして、それから震災が起こって国の予算も投資されて、ずっと右肩上がりにいったんですね。そうすると、大体5～6年ぐらいずっと右肩上がりでした。当然、金額も財政も。工事業業者もふえ、人口もふえ、予算もふえる。ちょうど下降ぎみになったのが6年ぐらいから、だんだん通常の予算に戻りかけてずっときて、約11年ぐらいかかってもとに戻って平準化という

形になりました。そのときに、じゃあ、その戻ったのは、当時、震災前の事業規模で予算かといったら、そこから2割ぐらい落ちた形ですと平準化してたんですね。

熊本県の場合、同じようになるのかなとか、ちょっと類似でわからないんですけども、この振興プランとかそういうのは、そういうことの部分もある程度、逆に言えば、参考にしながらという観点があるのかなと、ちょっと思いまして。

○藤本監理課長 御指摘のように、平成7年1月に阪神・淡路大震災が起りまして、その後数年間、兵庫県の建設投資額は大幅に増加をしております。その当時、全国的に建設投資が非常に多かった時期とも重なっておりまして、その後、建設投資の減少というのが大幅だった、その差が非常に激しかったということもあって、建設業者数が大幅に減ったというふうに考えております。

本県の建設投資も、もちろん今回の熊本地震に係る復旧・復興関係の事業が落ちつく来年、再来年度以降になると、やはり当然減少傾向になると思います。ただ、当時、平成の初めごろの建設投資の時期とはかなり状況は違うのかなと思っておりまして、減ったとしても、我々としては、震災前の状況を確保するというのを基本に考えていく必要はあると考えております。

委員御指摘のとおり、建設投資への減少の対応というのは非常に重要と考えておりまして、このプランにもそれを意識したものは書き込んでおるところでございまして、具体的には、建設投資の減少をできる限り抑えるため、公共工事の安定的確保の取り組み、それから建設企業の、場合によっては建設業者が減ることは考えられますので、企業合併への支援も記載しております。

それから、また、これはプランには直接的には書いておりませんが、建設投資の

減少に対応するため、被災地域の上位ランク業者、例えば土木のA2ランク業者が余りふえ過ぎてはいけないと思いますので、その数の抑制等も考えているというところでございます。

また、兵庫県の事例等も、ちょっとデータとかも参考にしながら今後取り組まさせていただきますと考えております。

○城下広作委員 やっぱある程度そういうよその分も参考にしながら、全く同じにはならないかもしれませんが、予防、予防という形にしとかなないと。ましてや、今度は働き方改革で、いろいろと今度は環境も変わってくるわけですね、残業時間が短くなるとか、土日休むとか。熊本もやっとなんか少しづつ伸びてきて、充実するために、企業側としても、先が見えないと、そんな簡単に人を入れられないとかいろいろあると思うんですね。だから、そういうような情報収集をしながら、これにしっかり反映できるように期待したいなというふうに思いますので、頑張っていたらいいと思います。

あと、もう1点よろしいですか。

この熊本都市圏の総合交通戦略のアクションプラン、これで、特に熊本都市圏の交通渋滞は、まちなか交通、いろいろここにも具体的に書いてあります。特に熊本市の庁舎問題、これは都市圏の交通渋滞のありようにも非常に影響があるんじゃないかということで、こういうアクションプランには、当然、国、県、市でいろいろ話すけれども、これも大きな話題としてというか、位置づけとして、これを考えていくのかなということを聞きたいんですが、どうでしょうか。

○坂井都市計画課長 熊本市役所の庁舎については、まだ具体的には話ができておりません。戦略につきましても、実行計画ということで、実際取り組む、だれがいつまでにやる

ということを決める仕事でございましたので、ある程度明確になった事柄しかこの計画の中には反映されていないという状況でございます。

○城下広作委員 いずれにしろ、長い形で熊本の都市圏の交通渋滞、いろいろこれを緩和していくという考えには、このときしかないもんだから、この問題は、そういう形が決まってからという以前の問題で、こういう協議もしっかりやるべきじゃないかと思っておりますので、ぜひそのことは大事なことでと思います。都市圏の交通渋滞、MICEもでき、市役所ももとのところにつくるのか移動するのか、このことによっては大分交通渋滞の流れが変わってきますので、ぜひその辺のことはしっかり考えていただきたい。要望しておきます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 私も、建設産業振興プランでお尋ねしたいんですけども、県内建設産業の現状というのが3番であります。その中で、県内工事費の減少という表の中で、建設業者数はピーク時から22%減少というようなどころがありますので、これは、ぜひこのプランの中で事業規模ごとの傾向というのを出していただきたいなというふうに思いますけれども、お考えはどうですか。

○藤本監理課長 ちょっとデータとしては、整理をして検討させていただきます。

○山本伸裕委員 私は、やっぱり底上げがすごく大事だと思っているんですよ。下請、孫請の業者のところ、賃金やら工事単価が適正に支払われているのかというようなところで、やっぱりそれが建設業者全体の今後の発展にもつながっていくんじゃないかと思うん

ですけれども、そういう点では、2ページ目の県の支援策で、元請・下請関係の適正化というようなどころがあります。これは、ぜひ実態調査と適正な指導というようなどころを位置づけていただきたいと思いますけれども、いかがかなと。

○藤本監理課長 今御指摘いただきましたとおり、建設産業の発展のためには、適正な元請・下請の関係が必要だと考えております。

建設産業振興プランにも、今御質問ありましたように、元請・下請関係の適正化や不良不適格業者の排除などを掲げておりまして、当然これについても取り組んでまいります。

これまでも県工事の元請から施工体制台帳の報告を求めまして、下請代金の支払い方法や建退共証紙の交付状況の確認を行うとともに、営業所の立入調査の際に、下請との契約についても確認、指導を行っております。そのあたりは、今後行うことはこのプランの中には記載をしておりますので、そのように取り組んでまいりたいと考えております。

○山本伸裕委員 ぜひよろしくお願ひします。

もう1点よろしいですか。

報告6の洪水浸水想定区域指定についてなんですが、先ほど御説明があったように、これまでの指定の経緯、これまでは、ハード対策目標規模の洪水が発生した場合と想定される150年に1回というようなこととお話がありましたけれども、今後は、水防法改正に伴って1,000年に1度と。この1,000年に1度というのは、どういうふうに想定するのか全くわからないんですけれども、ここはどういう考えでなんでしょうか。

○竹田河川課長 河川課です。

想定し得る最大規模の洪水ということで、雨の降り方、流域の大きさとか川の状況によ

ってもまた変わってまいります。大きい川だと、長時間、例えば、1日、2日、そういった長時間にどれだけ降ったかというところを聞く場合もありますし、小さい河川だと、短時間、10分だとか1時間とか、そういう状況であります。それはそれぞれの状況によって計算をしていくということになっております。

ただ、これはあくまでも想定し得る最大ということで、いわゆる計画規模を超えるような大きな自然災害というのがやはり続いておりますので、ソフト対策をどこまで講じるべきかという範囲を確認する意味で、この想定し得る最大というところはあるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○山本伸裕委員 私は、この想定し得る最大規模という何か概念があんまり意味がないんじゃないかというふうに思っております。というのは、150年に1回というのは、過去経験した中で最大規模というようなところで、白川なんかもそういうようなことで想定しているんじゃないかと思うんですけれども、今おっしゃられたように、気候が変わってきているんですよ。それで、これまで経験したことのないような規模の降雨量というのが頻発して起こっているわけですよ。気象庁がデータを公表しているんですけれども、災害が発生した際の期間内の降雨量、あるいは1日の最大降雨量、時間内の降雨量、ずっと過去の災害を調べてみると、歴史的にはもう右肩上がりなんですよ、ずっと上がってきているんですよ。ということは、じゃあ想定し得る最大規模って何なのかと、将来的に頭打ちするというふうに見られているのか、それともずっと上がっていくなら、来年がまた最大規模が出てくるかもしれんし、その次の年がまた最大規模が出てくるかもしれないんですよ。だから、こういう想定し得る最大規模という

のは、そもそも概念をちょっと変える必要があるんじゃないかと思っているんですけども。

○竹田河川課長 河川課です。

この想定し得る最大規模の洪水といいますのは、国のほうで、例えば、九州何々ブロックであれば、時間雨量が何ミリとか、1日雨量が何ミリというようなことを国のほうが示しているところでございます。それを活用した形で計算をしていっているところでございます。

以上です。

○山本伸裕委員 やっぱり想定するから、その想定以上の雨が降れば想定外というような言葉が通用するわけですよ。だけど、想定外を盾にして計画立てるといのはもう見直すべきだと。やっぱり想定……（発言する者あり）いやいや、結局何が言いたいかというと、想定するからそれにおさまるような河川改修を進めようと、ダムによって水位を下げようという計画になっていくわけですよ。だけど、それを超えたら、じゃあどんな災害が発生しても想定外でしたということで逃れることになるんじゃないかと。それはやっぱり、これからの災害を考えると、だめだと思っんですよ。いかなる想定外の事態が起こっても、絶対に人命に影響を与えない、人命を守る、そして住宅が流れるような事態を防ぐと。そのためにはどうすればいいかというようなことで河川行政のあり方を考え直す必要があるというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。

○竹田河川課長 河川課でございます。

先ほど申しましたとおり、いわゆるハード対策の目標規模、100年とか150年、これについては現行と変わりございません。今回、想

定し得る最大規模という、いわゆる1,000年に1回規模といいますのは、そこまでハードで守ろうというものではございません。あくまでもハード対策はそこまではできないと。だから、100年とか150年までしかハードはできないけれども、その先、どうしても人の命を守るためにどう対応していけばいいのか、どこまで見ておこななくちゃいけないか、そういったところを確認するために、想定し得る最大、おおむね1,000分の1、要は、どこに逃げればいいのかとか、逃げる対象の人たちはどの範囲なのか、それを見るために、この想定し得る最大というのがありまして、ここまで全てハードで対応、いわゆる河川改修やダムで対応をやると言っているものではございません。

○山本伸裕委員 わかりました。1,000年に1度というその設定自体は納得していないんですけども、それは置いて。

それで、裏の④の家屋倒壊等氾濫想定区域というのがありますですね。家屋倒壊というのは、大体やっぱり災害の実態を見れば、家屋が流される災害というのは、例えば、土石流が発生したとか、あるいは堤防が決壊したとか、そういう事態だと思うんですよ。堤防が決壊しないで越水したぐらいでは、あるいは内水被害ぐらいでは家屋倒壊等の被害は、発生は想定しにくいと思うんですよ。そういう点では、これは、土石流の発生、あるいは堤防の決壊ということを想定した図面になっていますか。

○竹田河川課長 河川課です。

裏面の下の④、家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）、これは、堤防決壊等により、流速が大きくて家屋等が流される可能性があるよという範囲を示したものでございます。

右側の⑤（河岸侵食）、これは、堤防はそんなに高くないんだけど、河岸が、いわゆ

る護岸等が削られて家屋が倒壊する可能性があるということで、これは河川に沿った形で着色がなっているという形でございます。

今回の洪水浸水想定区域につきましては、あくまでもこれは水災害、洪水の災害を想定しておりますので、土石流等については、今回入ってはいないということでございます。

以上です。

○山本伸裕委員 そういう点では極めて具体的に思うんです、災害対策という点では。さっきの想定した範囲の対策ということでは抽象的なんですけれども、これは、堤防が決壊する危険のある場所、あるいは堤防が低い場所という極めて具体的な問題点がわかっているからこういう想定ができるわけですよ。であれば、これはやっぱり早急に対策を打つべきだというふうに思うんですけれども、これはどうでしょうか。

○竹田河川課長 まず、これはあくまでも1,000年に1回程度の非常に大きな雨に対する洪水になりますので、我々、L2という言い方してますけれども、いわゆるハード対策を目標とする従来の浸水、そちらのほうでの対策がハードでの対策という形になりますので、まずはそういうところを見ながら、身の丈に合った整備をやっていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○山本伸裕委員 お話があったように、身の丈に合った対策というのはすごく大事だと思うんですよね。それで、やっぱりこの堤防が越水しても決壊はしないと、破堤しないというような堤防を強化していくという点では、ちゃんと以前、国交省が耐越水堤防というようなことで促進を図っていたわけですよ。そういった堤防強化の策を積極的に取り入れて対策を打っていくべきだというふうに思うん

ですけれども、それはいかがですか。

○竹田河川課長 県管理の河川につきましては、非常に背の高い築堤箇所というのはあんまりないものですから、本県管理している部分につきましては、通常の維持管理を適正にやっていたら問題ないかなというふうに考えております。

○山本伸裕委員 やっぱり優先順位をつけて、急いで、これはもう本当に人命にかかわる、あるいは財産の喪失にかかわるところについては、緊急に対策をとる必要があると。そういうところについては、やっぱり床下浸水ぐらいはあるかもしれぬけれども、そういうところはちょっと優先順位としては置いて、危険なところを先にやるというようなことで、やっぱり危険な堤防の対策というのはしっかりやっていただきたいというところですよ。これは要望です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで私のほうから1つ御提案がござい

ます。さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。ついては、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、御審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かございませんか。

○城下広作委員 1点だけ、確認だけさせていただきます。

今県営住宅は、单身の方は、60歳以上じゃないと入れないという決まりがございます。それで、たまたま58歳の夫婦の方がいて、2人住んでいて、旦那さんが亡くなったと。そうすると、奥さんが1人残って、結果的に一番柱をなくし、経済的にも厳しい、そして本人も途方に暮れている。だけど、原則は出ていかなきゃいけないという決まりだったんですけれども、こういう方は、どちらかというところ、住宅にそのまま住めるような環境がいいんじゃないかと、例外でいいんじゃないかと思うけれども、話によると、その流れができていると、最近できたと聞くけど、ちょっと確認だけさせていただきます。

○小路永住宅課長 名義の承継につきまして、さまざまな御相談、御要望があつておりました、従来では、配偶者の方であっても、高齢者であること、あるいは同居者がいることが条件というふうになっておりましたが、ことし10月に改正をしまして、配偶者については单身でも認めるというふうに変更したところであります、入居のしおりなどで御相談をいただくようお願いしているところであります。

○城下広作委員 ありがとうございますというところ、そういうことを知らない人もいたりとかして、もう单身だから出ていけと、60歳以下だから出ていけと言われて、非常に先々不安になられている方が多かつたもんだから。わかりました。ありがとうございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が8件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

これをもちまして第5回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長